



4A16
YTH0002

表

講座名		点数		※
令和2年民法基礎3期末過去問		2022年12月11日		
試験科目・回	試験地・クラス	受験番号	フリガナ	
			氏名	

答案用紙1頁

一、設問1

1 (1) 本問において譲渡人AはCに、AB間請負契約(民法632条、以下法名略。)に基づき発生した請負報酬債権αを600万円に譲渡(555条、以下本件譲渡①という。)をしたところ、譲受人Cは債権αの弁済期(2021年1月7日)到来後の同月10日に債務者Bに対して債権αに基づく700万円の支払請求をしている。

(2) 上記請求に対しBは債権αには譲渡制限特約たる本件特約が付けられているのであるから、本件特約に反してなされた本件譲渡①は無効であると反論するところを主張する。Aは、この点、譲渡制限特約に反してなされた債権譲渡も有効(466条2項)であるから、本件特約に反してなされた本件譲渡①も有効であると主張する。

イ、Cは上記反論は認められない。

(3) 次に、Bは、^{上記請求に対し、}譲受人Cは債権α(=本件特約が付けられていること)を知らないことにつき重大な過失があるとして履行拒絶を主張する(466条3項)と反論するところを主張する。

ア、この点、譲受人Cは債権α(=本件特約が付けられていること)を知らなかったことについて過失がある。

そしてCは債権αをAから譲り受けるに際してAB間の取引約定書の内容を確認しておらず、~~本件譲渡①が売買契約において取引書の内容を確認することは通常当事者が要するものといえ、600万円という高額な金銭を譲り受けることであること(=本件特約が付けられていること)約定書の内容を確認すべきであったのにこれをしていないから過失があったといえる。~~

むしろ債権譲渡契約の経緯が豊富であること(=本件特約が付けられていること)が約定書の内容以外に本件特約が付けられていることをうかがわせる事情もない状況で約定書の内容を確認していないという事実のみで過失と同視しうるほどの過失があったとはいえず、前記過失は重大なものではない。

したがって上記反論は認められず、Bは履行拒絶を主張するところを主張しない。



23 (4)とらうで、Bは上記請求に対し、本件特約に反してはされに本件譲渡①について譲渡人A及び
24 譲受人Cの両者に供託の通知(466条の2第2項)をして供託をする(466条の2第1項)ことにより債務
25 の消滅(494条1項柱書)を主張し、譲受人Cへの弁済を拒むことができること反論することが考えられる。
26 ア、かかる反論が認められるためには、^{譲渡者Aに債権が}①譲渡制限特約付きの債権であり、②「金銭の
27 給付を目的とする債権」であることが必要である(466条の2第1項)。
28 イ、本問では譲渡制限特約あり特約特約が付されに債権の①充足は700万円の
29 請負報酬取酬債権であるから「金銭の給付を目的とする債権」である②充足。
30 したがってBの上記反論は認められる。
31 (5)さらに、BはAD間債権譲渡(以下本件譲渡②という。)が本件譲渡はされというところ
32 だがCに優先する、あるいは同順位上の債権者であるとしてCにははくりに弁済することができる
33 と反論することが考えられる。
34 ア、債権譲渡の第三者対抗要件は「確定日付のある証書」による通知(467条2項)によって具備される
35 ところ、本問では「確定日付のある証書」による通知である内容証明郵便による通知だが、本件
36 譲渡については2020年12月20日にはされ、本件譲渡②については同月21日にはされ、又又又
37 に同月22日に債務者Bに到達されているのであるから両譲渡ともに第三者対抗要件を満たす。
38 イ、~~確定日付~~2人の譲受人A及びBが確定日付ある通知をそれぞれ受けていること、譲受人相互間の優先の
39 基準が問題となる。
40 (3)この点、467条1項が通知を債権譲渡の対抗要件とし^{趣旨}は債権譲渡に関し
41 債務者の認識を通じて債務者を公示機能を営ませようとしたものであり、債務者が
42 かかる公示機能を営むためには債務者が債権譲渡の事実を知る必要があるから、
43 通知が債務者に到達した時点で債務者は債権譲渡事実を知ったといえるから、
44 譲受人相互間の優先は通知が債務者に到達した日時によって決まると解する。

(注意事項)

1 答案用紙の取扱い
答案用紙の取扱い。追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2 答案作成上の注意

- (1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に直線に従って記入すること。
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、ボールペンを使用する場合は、訂正部分が行けにわたる場合を除く。）で記入すること。
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が行けにわたる場合を除く。
(4) 答案用紙の裏面に記入することはできません。
(5) 答案用紙の裏面に記入することはできません。
3 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定の記号を記入すること。

45

(イ)これを本問についてみると本件譲渡①②は^{上記}通知が同月22日に債務者Bに到達しているから

46

到達の先後によりCとD間の優先を定めることはできない。

47

よ、そこで、確定日付ある通知が複数同時に到達したとき譲受人相互間の優先の基準が本問

48

主題となる。

49

(ア)この点、確定日付ある通知が同時に到達している以上優先関係は生じないから、債務

50

者に対する要件を具備している以上、各譲受人は、債務者に対し債権全額の履行請求をする

51

ことができる。

52

(イ)したがって譲受人C及びDはBに対し、それぞれ債権全額の履行請求をすることができる

53

ため、Bの上記反論は認められない。

54

2. 以上よりBが466条の2第1項に基づき保託をした場合、Cの上記請求は認められない。

55

二、設問2

56

1(1)本問において譲渡人AはDに債権Bの対価に代えて^{債権Aを}譲渡(482条)した^{（イ）と（ロ）}

57

Dは債権Aの弁済期(2021年1月7日)到来後の1月10日に債権Aの支払請求をしている。

58

(2) Bは上記請求に対し、譲受人Dは本件特約が履行されていることにつき悪意であるとしてDへの

59

履行を拒絶できる(466条3項)と反論することができる。

60

ア、DはAの、譲渡についてはBからの内諾を取引済みであるとの説明を聞いたとはいえ、債権

61

Aに本件特約が履行されていることを知っていたのであるから悪意であることに変わりなく、上記

62

反論は認められない。

63

(ウ) Bは上記請求に対し、本問で譲渡通知をしたのは譲渡人Aではなく譲受人Dで

64

あることから債務者に対する要件に関する通知(467条1項)を欠くとして本件譲渡②が債務者B

65

に対抗できないと反論することができる。

66

したがって本問で譲渡通知をしたのは譲受人Dであるが、Dは譲渡人Aから委託を受け、



てください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
（注）プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には無効答案として
1問で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
（注）白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験
る記載のある答案は無効答案として得点となります。

67
代理人として通知を出している。このように譲受人が譲渡人の代理人として通知するときには詐
68
称譲受人による通知に反対抗弁から生じる債権者の債権消失又は債務者の二重払いの危
69
険といった問題は生じないから、かかる通知も有効であるといえる。
70
したがって本問におけるAの代理人Dによる通知は有効であり、上記反論は認めら
71
れない。
72
(4) 一、1.(4)で述べた通りBは供託(466条の2第1項)をすることによりDの上記請求を
73
拒むことができる。
74
2. 以上によりBは466条の2第1項に基づき供託をした場合に~~は~~^{上記}Dの請求は認められ~~ない~~^{ない}。
75
三、設問3
76
1.(1)、まず、一、1.(2)で述べたように譲渡制限特約条に反してはされた債権譲渡は
77
有効(466条2項)である。
78
しかし、本問において債権αはAのB銀行に対する普通預金債権であるから、債務
79
者Bは譲受人Cが本件特約条が債権αに付されていることにつき善意重過失であるとして本件
80
特約条をCに反対抗弁(466条の5第1項)AC間債権譲渡(以下本件譲渡③)は無効である
81
と反論できる可能性がある。
82
ア、この点Cは約定書の内容を確認してBが本件特約条が債権αに付されていることを知らなかった
83
ため善意である。しかし、預貯金債権には債権譲渡による法律関係の複雑化回避
84
といった理由から譲渡制限特約条が付されていることが通常であり、銀行取引上につき経馬矢の
85
ある者にとっては周知の事項である。すると、Cは本件特約条が付されていることを予知し、約定書の内容
86
を確認すべきであったのにこれをしていふから重大な過失があるといえる。
87
したがってBはCに本件特約条を反対抗弁、~~本件~~^{件譲渡③}は無効とするためBは上記請求を拒む
88
ことができる。よって~~③~~^Cの上記請求は認められない。
以上